

# ディーゼル機関の安全装置等に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 D 編  
鋼船規則検査要領 D 編  
自動化設備規則  
自動化設備規則検査要領

## 改正事項

ディーゼル機関の安全装置等に関する事項

## 改正理由

- (1) SOLAS 条約 II-1 章においては、ディーゼル機関のオイルミスト検出装置は機関区域無人化設備を有する船舶に搭載される一部のディーゼル機関に対してのみ設置が要求されている。  
一方、IACS は当該装置がディーゼル機関の爆発事故を防止する上で有効であることから、上記の設備を有さない一般の船舶に搭載されるディーゼル機関に対しても当該装置を設置するよう統一規則 M10 の改正を行った。

今般、上記の IACS 統一規則及び統一解釈に基づき、関連規定を改めた。

- (2) IACS は、機関区域無人化設備を有する船舶に搭載されるディーゼル機関の安全保護措置（警報、減速、停止等）に関する規定について、電子制御ディーゼル機関の最新技術等にも対応させるべく、統一規則 M35 及び M36 の改正を行った。

今般、上記の IACS 統一規則に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 機関集中監視制御設備、機関区域無人化設備及び諸自動化設備（以下、「自動化設備」という。）を有さない船舶に搭載されるディーゼル機関に対しても、オイルミスト検出装置又は代替の装置を備えるよう定めた。
- (2) 自動化設備を有する船舶に搭載される電子制御ディーゼル機関の燃料油用共通蓄圧器及び制御油用共通蓄圧器の圧力低下警報に関する要件を定めた。